

(1)本プランの概要

第2期みやざき子ども・子育て応援プラン【概要】～安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しみ感じられるみやざきへ～

はじめに

1 計画策定の趣旨

- (1) 少子化の進行（出生数の減少）
 - ①未婚率の上昇、②晩婚・晩産化の進行、③結婚した夫婦が生涯に生む子どもの数の減少等
- (2) これまでの少子化対策
みやざき子ども・子育て応援プラン（平成27年度～令和元年度）

2 計画の性格

子ども・子育て支援事業支援計画として位置付けるとともに、「次世代育成支援地域行動計画」「母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画」「子ども・若者計画」「新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画」として一体的に策定

3 計画の期間：令和2年度～令和6年度の5年間

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- (1) 県の推進体制（宮崎県子育て応援本部）
- (2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制の強化
 - ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や相談体制の構築
 - ・宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議
- (3) 関係機関及び民間企業との推進体制（ひなたの出会い・子育て応援運動推進会議）

2 計画の進捗管理及び評価方法

- 毎年、計画の進捗管理・評価を行い、結果を公表
- PDC Aサイクルの活用
 - ・総合成果指標と個別成果指標など（第5章関係）
 - ・「量の見込み」と「その確保方策」など（第4章関係）

第1章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状

要因分析（未婚化、晩婚化、結婚に対する意向等）

2 家族の現状

世帯の構成、就業の状況等を分析

3 子育て・子育ての状況

子育てに関する保護者の意識等を分析

4 第1期みやざき子ども・子育て応援プランの推進状況

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

1 区域の設定 市町村単位

2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育に係る需給状況を掲載

3 県が行う認可及び認定に係る需給調整

4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供

5 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

幼児教育・保育施設等に係る従事者の必要数と確保方策を掲載

第2章 計画の基本的考え方

1 目的

2 基本理念

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

3 基本目標

3つの基本目標、13の施策の方向で整理

目標1 「子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり

目標2 「結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり」

目標3 「子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり」

第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進

子ども・子育てに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、3つの基本目標のもと、各種施策を体系的に整理

1 施策の内容

基本目標1から3までの施策の方向及び具体的内容

2 計画の成果指標

○総合成果指標（2指標）

合計特殊出生率：令和6年に1.84

平均理想子ども数と平均予定子ども数の差：令和6年度に0.18人

○個別成果指標（42指標）

2 国（こども家庭庁）の動き

全国の多くの自治体において、子ども・子育て支援法に基づく第2期事業計画（義務計画）の終期を迎えることから、改定について案内が行われているところ。加えて、こども基本法（令和5年4月施行）第10条にこども計画（努力義務）の策定について明記されたことから同条の規定に基づき他計画と一体的な策定について働きかけ等を実施。

国において実施されているこども計画に関する主な内容は以下のとおり。

(1)こども計画策定の際に勘案することになるこども大綱の策定（こども基本法第9条）令和5年12月22日閣議決定

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

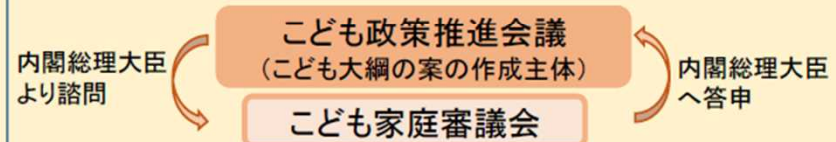
:全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

(こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載)



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。(こども基本法第17条第2項第1号)
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

2 国（こども家庭庁）の動き

(2)自治体がこども計画を策定するための支援

○計画策定ガイドラインの策定

自治体こども計画作成の手順や留意点などをまとめたガイドラインを取りまとめ、令和5年度末をめどに公表予定。
(国のスケジュール)

R5.10～	こどもに関する計画の基となる法令等の整理
R5.11～	事例調査等ヒアリング
随時	有識者会議
R6.3	<u>ガイドラインのとりまとめ・公表</u>

3 子ども・子育て応援プラン改定に向けた県の対応について

(1)これまでの動き

R6.1.16	こども計画の内容を理解するため県内市町村を対象に <u>こども計画の策定に関する事項や、勘案することとされているこども大綱</u> などについてこども家庭庁による説明会を実施。
R6.2.14（本日）	宮崎県子ども・子育て支援会議

(2)今後のスケジュール（予定）

R6.3末	こども家庭庁から <u>計画策定ガイドラインが発出</u> される予定であることから、発出後県内市町村へ展開。必要に応じ、市町村向け説明会の開催。
R6.4～	計画策定のタイミング（5年に1度）で実施している結婚・子育て意識調査を実施
R6.7	<u>第34回宮崎県子ども・子育て支援会議</u> において、本プラン骨子案等の審議
R6.12	<u>第35回宮崎県子ども・子育て支援会議</u> において、本プラン改定素案の審議
R7.1	<u>第36回宮崎県子ども・子育て支援会議</u> において、本プランの最終案の審議
R7.3	第3期みやざき子ども・子育て応援プランの策定

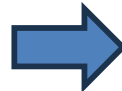
(3)改定において留意すべきポイント

I 既存計画（例：子ども・子育て支援法に基づく計画）に、こども大綱を勘案した内容を加えた計画とすること

○こども大綱

- ① 少子化社会対策大綱
- ② 子供・若者育成支援推進大綱
- ③ 子供の貧困に関する大綱
の3つを一つに束ね、こども政策に関する基本方針や重要事項等を一元的に定める

赤枠：新応援プラン



○みやざき子ども・子育て応援プラン（R2～R6）

- ・子ども・子育て支援事業支援計画
- ・次世代育成支援地域行動計画
- ・自立促進計画
- ・子ども・若者計画
- ・新・放課後子ども総合プランに基づく計画を一体的に策定

○宮崎県子どもの貧困対策推進計画（R2～R5）

みやざき子ども・子育て応援プランと一体的な改定に向け、1年計画期間延長

⇒既に①、②を勘案した計画となっているため、③「子供の貧困に関する事項」を盛り込む予定。
現行プランにも、子どもの貧困対策の推進などの内容は含まれていることから、
R6.3に発出される国ガイドライン等を参考に追記予定。

II 市町村との連携

① 幼児教育・保育に係る量の見込みなどの市町村が実施する調査結果を県計画にも反映する必要があることから、全市町村との密な連携を実施

② 市町村こども計画は、こども大綱と県こども計画を勘案して策定することになっているため、国ガイドラインの発出後、速やかに方向性などを示す予定

⇒R6.1.16開催こども家庭庁説明会での発言として、県こども計画を勘案することになるが、地域の実情によっては、全てをカバーできない市町村もあるため、そこは認めるべきとの発言あり。